

## 法人村民税の法人税割率について

○法人村民税の法人税割率は以下の表のとおりです。

平成26年10月1日以降に開始する事業年度の法人税割率	9.7%
令和元年10月1日以降に開始する事業年度の法人税割率	6.0%

### 予定申告の経過措置

○法人税割の税率改正に伴い、予定(中間)申告にかかる法人税割額の算式については、下記のとおりとなります。

(令和元年度10月1日以降に開始する事業年度)

前事業年度分の法人税割額×3.7÷前事業年度の月数

注) 通常は、「前事業年度の法人税割額×6÷前事業年度の月数」で計算します。

## 法人村民税の均等割について

○法人村民税の均等割の区分と税率は以下のとおりです。

	法人等の区分		税率
	資本金等の額	村内の従業者数	年額
1号	1,000万円以下	50人以下	50,000円
2号	1,000万円以下	50人超	120,000円
3号	1,000万円超～1億円以下	50人以下	130,000円
4号	1,000万円超～1億円以下	50人超	150,000円
5号	1億円超～10億円以下	50人以下	160,000円
6号	1億円超～10億円以下	50人超	400,000円
7号	10億円超～	50人以下	410,000円
8号	10億円超～50億円以下	50人超	1,750,000円
9号	50億円超～	50人超	3,000,000円

○資本金(出資金)の額を有しない法人及び、公共法人・一般社団(財団)法人・人格のない社団等の均等割の税率は、50,000円(1号)になります。

○均等割の算式については、下記のとおりとなります。

(事務所または事業所を有していた月数/12ヵ月)×税率(年額)

※ 従業員数：算定期間の末日で判断します。

※ 資本金等の額：資本金または出資金に資本積立金を加えた金額です。